事前エントリーでおトクにはじめよう!

こどもNISA

エントリーキャンペーン

エントリー期間 2026年10月19日(月)～2026年12月30日(水)

対　象 お子さまが2027年1月1日時点で満0歳～17歳、かつ
当金庫でお子さま名義の普通預金口座をお持ちの方

特典 現金 1,000円プレゼント

対象期間中にエントリーフォームに登録いただき、当金庫の申込受付開始日（2027年1月予定）から2027年9月30日までに当金庫で「こどもNISA口座」を開設いただいた方に、もれなくプレゼントします。
※特典のお渡しはお子さまお一人につき1回となります。

エントリーはこちらから

キャンペーンについて・当金庫のこどもNISA口座の申込受付は2027年1月開始予定です（開始日は変更となる場合があります）・エントリー期間中にWebエントリーフォームの登録および当金庫の申込受付開始日から2027年9月30日までに当金庫の窓口でこどもNISA口座をお申込いただき、税務署の開設承認が完了している方が対象です。なお、こどもNISA口座の開設には3週間程度かかりますので、余裕をもってお申込ください
エントリーについて・2026年12月30日23時59分までにエントリーが完了された方を対象とします・エントリー時にお客様が入力された内容が当金庫での登録内容と相違していた場合や、入力された普通預金口座のお取引店舗と、こどもNISA口座を申込される店舗が異なる場合はキャンペーン対象外とさせていただきます・エントリー状況についての個別のお問合せはお受けできません **特典進呈について**・こどもNISA口座の税務署の開設承認完了時期により特典進呈時期が異なります。3月31日までの開設分は2027年4月末頃、以降の開設分は2027年10月末頃にこどもNISA口座のお取引口座（普通預金）に入金します。なお、こどもNISA口座には払出制限があります。あらかじめご了承ください・特典進呈時に入金口座を解約されている場合はキャンペーン対象外とさせていただきます **その他**・こどもNISA口座の申込受付開始日および申込方法等は、詳細が決まり次第エントリー時に入力されたメールアドレス宛にご案内させていただきます・総合的な判断により、本キャンペーンの対象とならない場合があります・予告なくキャンペーンの内容を変更する場合があります

[投資信託に係るリスク・手数料等について]投資信託のご購入時には、購入時手数料(申込口数、金額に応じ、基準価額に対し最大3.3%(税込))が必要です。また、換金時には信託財産留保額(換金時の基準価額に対し最大0.5%)が必要です。保有期間中は信託報酬(信託財産の純資産総額に対し最大年率2.42%(税込))および監査費用、その他費用等が信託財産から支払われます。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書(交付目論見書)等によりご確認ください。なお、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、表示することはできません。投資信託は預金、保険契約ではなく、元本および利回り、分配金の保証がありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動などの影響により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身が負担することとなります。各商品について、くわしくは店頭にご用意している説明書(契約締結前交付書面等)をご覧ください。

商　　号　等：京都信用金庫
登録金融機関：近畿財務局長(登金)第52号
加 入 協 会：日本証券業協会

お近くの店舗検索はこちら！

コミュニティ・バンク京信

「コミュニティ・バンク京信」は、京都信用金庫のブランドネームです。

くわしくは窓口までお問い合わせください

2026年10月19日現在

2027年1月より「こどもNISA」がスタート！

こどもNISAはコミュニティ・バンク京信で

お子さまの未来のために、早い時期から将来に向けた資産形成をスタートしませんか？

2027年からのこどもNISA制度のポイント

ポイント1 非課税で0歳から長期運用できる

投資信託の売却益および普通分配金が非課税になります。0歳から利用可能で、さらに非課税保有期間は無期限のため、時間を味方につけながら長期的な資産形成が可能です。

ポイント2 教育資金の準備にも活用できる

将来への備えだけでなく、進学など、必要なタイミングに合わせて活用できます。



ポイント3 成人後も継続して資産形成できる

18歳以降は成人向けNISAへ自動的に移行するため、お子さま自身の資産形成として将来にわたり継続して活用できます。



	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
利用対象年齢	**その年の1月1日において0～17歳**	その年の1月1日において18歳以上	
年間投資枠	**60万円**	120万円	240万円
非課税保有限度額	**600万円** → 18歳になったら自動的に移行	1,800万円	最大1,200万円
非課税保有期間	**無期限**	無期限	
投資方法	**積立**	積立	一括・積立
投資対象商品	**積立・分散投資に適した一定の投資信託**	積立・分散投資に適した一定の投資信託	一定の上場株式・投資信託等
払出し	**原則として基準年※1の前年12月31日まで払出し不可**	制限なし	制限なし
非課税保有限度額の管理	簿価残高で管理/換金分の枠の再利用可能※2		
運用・管理	**法定代理人が行う**	口座開設者本人が行う	口座開設者本人が行う
金融機関変更	**不可**	一定の要件を満たせば可能	一定の要件を満たせば可能

※1 NISA口座開設者本人がその年の3月31日において18歳である年。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、口座開設者本人の同意に基づき、口座開設者本人の教育費または生活費の支払いに係る払出しは可能。　※2 枠の再利用ができるのは、換金した翌年以降。

こども NISA 留意事項

●一人一口座（一金融機関等に限られます）しか開設できません（成人向けのNISA口座と異なり金融機関変更は不可）。●つみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。●口座開設者本人が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、教育費や生活費に係る払出しは所定の手続きをすれば可能です。●こどもNISA口座から契約不履行等の事由による払出しがあった場合、当該口座は廃止され、当該口座内の株式投資信託等は、過去に非課税とされた配当等や譲渡益について非課税の適用がなかったものとされます。●こどもNISA口座の資産は口座開設者本人に帰属しますが、口座開設者本人が未成年（制限行為能力者）の間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。●払出しを行った資金は口座開設者本人に帰属するため、口座開設者本人以外の人が費消等した場合には、贈与税の課税問題等が生じるおそれがあります。●投資される資金は口座開設者本人に帰属する資金に限られます。なお、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税問題が生じるおそれがあります。●運用管理者は「法定代理人」に限られます。●口座開設者本人が18歳になると、法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者本人が運用することになります。●口座開設者本人がその年の1月1日において18歳の年を迎えると、こどもNISA口座は、自動的に成人向けのNISA口座（非課税保有限度額1,800万円等）になります。●口座開設者本人が18歳到達以降に初めて取引等をされるまでの間に、適合性の確認をさせていただきます。●このご案内は、本資料作成時点の法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により記載内容と異なってくる可能性があります。●こどもNISA口座を利用される場合には、別途、対象商品や、成人向けのNISAに係るつみたて投資枠に関する留意事項などについてもご確認ください。